

本市と事業者との責任分担

① 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

② 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は原則として次項の「別表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、契約後に、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

本契約が締結される前に事業実施が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとする。なお、本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

1. 優先交渉権者の責により契約できない場合は、事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。
2. 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は、本市と協議の上それまでに要した費用を請求できるものとする。

別表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
事業全般	募集要項等	募集要項等、公募手続きの誤りに関するもの	○		
	債務不履行	本事業の提案や契約内容が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更協議	協議		
	保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○	
	瑕疵	工事・維持管理における瑕疵		○	
	事業の中止・延期	市の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	協議		
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○		
市の都合によるもの		○			
計画・設計関係	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	協議		
	設計変更	市の提示条件、指示に差異が生じたもの	○		
		事業者の指示、判断に差異が生じたもの		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
工 事 関 連	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期(詳細は契約書による。)	協議	
	物価	急激なインフレ、デフレ	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の提示条件、指示に差異が生じたもの	○	
		事業者の指示、判断に差異が生じたもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○
	工事費の増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
性能	要求仕様不適合		○	
一般的改善	工事目的物などに関して生じた損害		○	
	工事に起因し公園施設に生じた損害		○	
運 営 関 連	指定管理業務	要求水準書のリスク分担に基づく	○	○
	民間収益施設	市の指示による事業の変更	○	
		市の責による許認可の遅延	○	
		上記以外		○